

*j*  
令和6年5月27日招集

令和6年 第5回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

## 令和6年第5回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第5回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年5月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（18名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
5番	仲野孝藏	6番	山科幸子	7番	永瀬清一
8番	石山一穂	9番	栗原洋幸	10番	芦野繁美
11番	阿部昇	12番	寒河江一浩	13番	大江正好
14番	加藤友英	15番	中谷裕	16番	高橋浩一
17番	東海林光輝	18番	門脇功	19番	菅原繁治

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第6号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第 7 議第36号 事業計画変更承認申請について
- 第 8 議第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 9 議第38号 農用地利用集積計画について
- 第10 議第39号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第11 議第40号 農業委員会事務の実施状況等の公表について
  
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	深瀬 忠	農政主査兼係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顛末

**【議長】**

只今から、令和6年第5回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、4番留場美佐委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

10番 芦野繁美委員、11番 阿部昇委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第34回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第11、議第40号農業委員会事務の実施状況等の公表についてまでの、1報告と7案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長、お願いします。

**【深瀬事務局長】**

令和6年、第5回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は5件です。

報第6号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号74番 土地の所在：大字野川字下向●●●●地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,279㎡。賃貸人住所氏名：東根市神町東一丁目●●●● ●●●●、賃借人住所氏名：東根市板垣大通り●●●● ●●●●、解約後の利用：第三者に賃貸借となります。

以下、受付番号75番から78番までの4申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、10件です。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号73番 土地の所在：四ツ家一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：62㎡他2筆。譲渡人住所氏名：東根市四ツ家一丁目●●●● ●●●●、事由：高齢化による経営縮小 経営面積：139a。譲受人住所氏名：東京都多摩市連光寺二丁目●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大 経営面積：51aであります。

以下、受付番号74番から5頁の受付番号78番までの5申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号79番 土地の所在：本丸西二丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：942㎡。貸人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●● ●●●●、事由：労力不足、経営面積：41a。借人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：710aであります。

以下、受付番号80番及び81番の2申請は、記載のとおりであります。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。7頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 82 番 土地の所在：大字若木字若木●●●●他 2 筆。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：989 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市板垣大通り●●●● ●●●●、事由：相手方の要望、経営面積：79 a。借人住所氏名：東根市大板垣大通り●●●● ●●●●、事由：経営規模拡大、経営面積：150 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 35 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 3 番 土地の所在：大字蟹沢字三本檀●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：877 m<sup>2</sup>。申請人住所氏名：村山市楯岡荒町一丁目●●●● ●●●● 職業：農業  
転用後の主要目的：長屋住宅、駐輪場、物置、駐車場、ボンベ庫、宅配 BOX、通路 他で、所要面積計が 890.13 m<sup>2</sup>。備考として、実測面積があります。

以下、受付番号 4 番の 1 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

10 頁をお開き下さい。

今月の事業計画変更承認申請は、1 件であります。

議第 36 号 事業計画変更承認申請について

別紙土地に係る、事業計画変更承認申請があったので、「農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理について」昭和 51 年 9 月 30 日付け 51 構改 B 第 1939 号農林省構造改善局長通知、に該当するので、本会の意見を求めるものであります。11 頁をお開き下さい。

事業計画変更承認申請関係

受付番号 1 番、当初計画者住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。承継者住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。承認を受ける土地の所在：本丸東●●●●、地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：232 m<sup>2</sup>。用途：当初 露天駐車場、変更後 一般住宅となります。

事業計画変更総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

12 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、7 件です。

#### 議第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。13 頁をお開き下さい。

#### 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 20 番 土地の所在：本丸東●●●●。地目、登記簿：畑、現況：宅地、地積：232 m<sup>2</sup>。貸し人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●● 職業：農業、借り人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●● 職業：会社員。転用後の主要目的：一般住宅、駐車場、庭園、通路他、所要面積計が 232.13 m<sup>2</sup>、備考として使用貸借権設定、実測面積であります。

以下、受付番号 21 番から 18 頁の受付番号 26 番までの 6 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。19 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条、第 5 条及び事業計画変更承認申請の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。20 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、38 計画です。

#### 議第 38 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法、第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。21 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 39 番 土地の所在：大字東根元東根字塔楽●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,461 m<sup>2</sup>他 2 筆。売人住所氏名：東根市本丸北二丁目●●●● ●●●●、買人住所氏名：東根市中央東二丁目●●●● ●●●●、利用目的：水田として利用、移転時期：令和 6 年 5 月 27 日。対価、総額：100,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和 6 年 6 月 20 日、引き渡し時期：令和 6 年 6 月 21 日、買人の耕作面積は 813 a であります。

以下、受付番号 40 番から受付番号 42 番までの 3 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。22 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 189 番 土地の所在：大字泉郷元後沢字東原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,734 m<sup>2</sup>の内 1,374 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字観音寺●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市大字関山●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：樹園地として利用。始期：令和 6 年 5 月 27 日、終期：令和 16 年 5 月 26 日、賃借料：

10 a あたり 10,917 円、10 年新規、借人の耕作面積は 382 a であります。

以下、受付番号 190 番から 26 頁の受付番号 222 番までの 33 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27 頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は 18 計画であります。

#### 議第 39 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。28 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定機構です。

受付番号 1 番 土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,264 m<sup>2</sup>。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●、借人住所氏名：山形市大字中野目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和 6 年 5 月 27 日、終期：令和 16 年 11 月 30 日、賃借料：10 a あたり 10,000 円であります。

以下、受付番号 2 番から 31 頁の受付番号 18 番までの 17 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定機構）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。32 頁をお開き下さい。

#### 議第 40 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

別紙、令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、令和 4 年 2 月 2 日付け、3 経営第 2584 号「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、本会において決定するものであります。

内容は、記載のとおりでありますので、詳細説明は省略させていただきます。

以上で、報告案件 1 件と、議案 7 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

#### 【議長】

次に日程第 12、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

#### 【5 番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、5 番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 5 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 6 件、賃

貸借権設定の許可申請 3 件、使用貸借権設定の許可申請 1 件、合計 10 件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 5 月 15 日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号 73 番から 76 番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号 77 番の申請事由は、自己都合による買戻しとなります。受付番号 78 番の申請事由は、新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 79 番から 81 番の申請事由は経営規模拡大となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 82 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第 3 条申請について、許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

次に、日程第 13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

8 番、石山一穂農地転用委員会委員長。

#### 【8 番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、8 番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 5 月 20 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、事業計画変更承認申請 1 件、農地法第 4 条による許可申請 2 件、農地法第 5 条による許可申請 7 件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 5 月 15 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、事業計画変更承認申請についてですが受付番号 1 番については、当初、申請

人の露天駐車場を整備するものとして5条許可を受けたものですが、計画がとん挫した事から、新たな承継人が、一般住宅を整備するものであります。

次に、農地法第4条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号3番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号4番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して農家住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号20番から24番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号20番から23番は一般住宅、受付番号24番は分譲用宅地を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号25番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第一種農地となりますが、国道、県道沿いに物流施設(倉庫・事務所)を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (d)」に該当

受付番号26番については、第一種及び第三種農地のいずれの要件にも該当しないため、第二種農地となりますが、集落に接続して分家住宅を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のカの(イ) b」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

#### 【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。18番門脇功委員。

#### 【18番門脇功委員】

18番門脇です。資料4頁の受付番号76番、今回この案件につきましては、約130aと結構広い面積になります。●●●●さんの農業廃止ということではありますが、これまで何を

耕作されて、今回新たに代わる●●●●の●●●●さんは、何を作られる予定なのかわかりましたら教えてください。

【議長】

はい、では、後藤係長。

【後藤農地係長】

はい、農地係の後藤です。門協委員のご質問にお答えいたします。今のご質問、76番の●●●●さんにつきましては、実はこの農地は申請地一帯が長年遊休農地化で懸案の農地でありまして、そうなる以前はこの方、広くキノコ栽培をされていたと聞いております。今回の農地に隣接して一部宅地もあるんですけれども、この宅地は、昔、キノコの管理棟ということで建物が立っていたというような状況だと聞いております。受け手のこの度の●●●●さんにつきましては、今後の農作物についてはまだ未定ではあるものの、遊休農地を解消するにもおそらく1、2年では難しいかもしれない、ちょっと時間をかけてにはなりますが、今の予定では野菜及び大豆などを栽培しようかなということで話を伺っております。以上です。

【議長】

よろしいですか。

【18番門脇功委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【議長】

そのほか何かみなさんありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第38号農用地利用集積計画について、8番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。

したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

**【議長】**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

**【14番 加藤友英委員】**

14番 加藤です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第34号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることと認め、許可することの意見の一致をみました。

議第35号及び36号及び37号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第38号については、水田として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていることと認め、決定することの意見の一致をみました。

議第39号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第40号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

**【議長】**

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

**【13番大江正好委員】**

13番大江です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第34号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていることと認め、許可することの意見の一致をみました。

議第35号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 38 号については、水田、及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

**【10 番芦野繁美委員】**

10 番芦野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 34 号については、経営規模拡大、自己都合による買戻し及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 37 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 38 号については、水田、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 39 号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 40 号については、本会の点検・評価について、地域の農業者等に周知し、意見の結果を踏まえた内容であることから、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

**【議長】**

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 6 号、農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに、議第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 36 号、事業計画変更承認申請について、議第 37 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 4 案件について一括して採決致します。

お諮りいたします。

議第 34 号から議第 37 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び承認相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 34 号から議第 37 号については、許可すること、許可相当との意見を付すること、及び承認相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 38 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、8 番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 38 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 38 号については、決定することに決しました。

8 番石山一穂委員の復席を求めます。

8 番石山一穂委員に申し上げます。

ただいま、議第 38 号については決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 39 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第 40 号農業委員会事務の実施状況等の公表について、以上 2 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 39 号及び議第 40 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 39 号及び議第 40 号について、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これもちまして、令和6年第5回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

午前10時47分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員